

第 3 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第8号 令和4年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

専第 8 号

令和4年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

令和4年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 284,872千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 903,647,020千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		178,081,571	284,872	178,366,443
	1 国庫補助金	132,334,969	284,872	132,619,841
歳入合計		903,362,148	284,872	903,647,020

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 民 生 費		千円 107,364,600	千円 284,872	千円 107,649,472
	1 児 童 福 祉 費	39,146,612	284,872	39,431,484
歳 出 合 計		903,362,148	284,872	903,647,020